

議案第58号

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月13日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 20 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に係る限度額の見直しを行うため、本案を提出する。